

象となり、その他の情報成果物作成委託や役務提供委託については、資本金5千万円以下の下請事業者との取引が対象となる。

(4) 下請代金の額 (第2条第10項)

第2条 (定義)

10 この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託等をした場合に下請事業者の給付（役務提供委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

「下請代金」とは、下請法では、親事業者が製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託をした場合に「下請事業者の給付（役務提供委託をした場合には役務の提供。）に対して支払うべき代金をいう」と規定している。下請代金には、消費税額・地方消費税額相当分も含まれる。（198頁「資料10」参照）

また、下請取引において、下請事業者に知的財産権が発生し、当該知的財産権を親事業者に譲渡・許諾させる場合がある。その場合には、下請事業の給付の内容に知的財産権が含まれることとなるので、下請代金には、知的財産権の譲渡・許諾に係る対価を加える必要がある。

3 親事業者の義務 (第2条の2、第3条、第4条の2、第5条)

下請法は、下請取引の公正化と下請事業者の利益を保護するため、親事業者に対し次の4つの義務を課している。

- (1) 書面の交付義務 (第3条)
- (2) 書類等の作成・保存義務 (第5条)
- (3) 下請代金の支払期日を定める義務 (第2条の2)
- (4) 遅延利息の支払義務 (第4条の2)

(1) 書面の交付義務 (第3条)

親事業者は、下請事業者の発注に際して、原則として必要記載事項を記載している書面を交付しなければならない（後記1）に記載）が、下請代金の額については、具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合（後記1）⑤に記載）及び書面に記載を要する事項のうちその内容が定められないことに正当な理由がある場合（後記2）に記載）には、一定の例外が認められている。

第3条 (書面の交付等)

1 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

2 親事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めることにより、当該下請事業者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて公正取引委員会規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該親事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

(運用基準第3 166頁参照)